

## 別記 3 (2)

# 集落営農維持・発展支援事業 (集落営農次世代人材受入支援)

### 第 1 事業の目的

島根県内の集落営農組織は約 650 組織存在するが、組織の設立から年月が経過し、設立の中心となった第 1 世代の高齢化が進み、運営が危ぶまれる組織が急増している。

一方で構成員の家族などは地域内や近隣地域に居住しているケースが多く、休日等を利用した活動参加も可能な状態にある。そこで、そのような後継候補者の集落営農への参画を促し、それまでの自身の仕事や生活を行いながらも集落営農活動に携わり、地域に貢献する農業者を育成することを目的とする。

### 第 2 事業の内容

後継者確保に取り組もうとする集落営農組織が集落内外に居住する出身者等の活動参加を促すために行う研修（OJT 研修）経費を助成する。

### 第 3 事業実施主体

交付要綱別表 3 (2) のとおりとする。

### 第 4 助成対象となる要件等

1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という）は土地利用型の耕作を行う集落営農組織であって、次の要件を全て満たす者とし、予算の範囲内で助成する。

#### (1) 集落営農組織の要件

- ア 農業生産による農畜産物（当該法人が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む）の販売収入がある、もしくは作業受託を行う組織。
- イ 後継候補者（以下「研修生」という。）を農畜産物の生産、加工、販売等作業に参加させ、経営に必要な作物の栽培管理、家畜の指導技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など農業生産に必要な基礎的能力を身につけさせるための研修を行うことができること。
- ウ 研修生を年間で 3 回以上、農作業等集落営農の活動に参加させること。
- エ 研修生に対して研修指導者を置き、労務災害等が発生しないよう十分に注意すること。
- オ 事業終了以降も研修生が携わる業務を提供し、集落営農への加入を促すこと。
- カ 研修生を労災保険（労働者災害補償保険）に加入させる又は個人で傷害保険に加入させること。

#### (2) 研修生の要件

- ア 研修生は研修終了後も集落営農組織に継続的に携わっていく意欲のある

者とする（事業開始時点ですでに組合員であるものや定期的に作業参加している者は対象外）。

イ 研修開始時の年齢が原則 67 歳未満であること。

ウ 事業終了後も当該集落営農組織での業務に従事する意思があること。

(3) 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

2 県は事業実施主体が集落営農次世代人材受入実践計画（別記 3（2）様式第 1 号）に基づいて年間 3 回以上の研修を行った場合に、研修生 1 人につき 4.5 万円（定額）を予算の範囲内で助成する。助成期間は当該年度のみとし、年度を跨いで回数の通算カウントは認めない。1 組織あたりの研修人数は最大 3 名までとする。なお作業回数ごとに必ず作業写真を添付すること。

助成対象経費は、集落営農組織の指導者が研修生に対して、当該組織での農業活動等に必要な初期費用や基礎的な技術等を習得させるための指導を行うことへの助成などとする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は

助成金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情による場合はこの限りでない。

(1) 集落営農次世代人材受入実践計画に即した研修が行われていないと認められる場合。

(2) 集落営農組織の都合により研修を中止した場合（ただし、災害その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能になったこと、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）。

(3) 虚偽の申請等を行った場合。

## 第 5 事業実施等の手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

(1) 事業実施主体は、集落営農次世代人材受入実践計画書（別記 3（2）様式第 1 号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記 3（2）様式第 2 号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。

(2) 市町村長等は、事業実施主体から次世代人材受入実践計画書の提出があったときには、事業実施主体が第 4 の 1 を満たしているかどうかを確認し、適当と認めるときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。

(3) 事業実施主体は、交付要綱第 4 に規定される重要な変更を行おうとするときには、(1) 及び (2) に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記 3（2）様式第 3 号）に集落営農次世代人材受入変更実践計画（別記 3（2）様式第 1 号）を添付して提出する。

(4) 市町村等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 5 に基づき、概算払請求書（様式第 4 号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告(様式第5号)をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書(別記3(2)様式第4号)を市町村長等に提出するものとする。
- (7) 市町村長等は、交付要綱第7に基づく実績報告書(様式第6号)を(1)及び(2)に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

## 第6 経営状況等の報告

- (1) 市町村長等は、事業実施主体が第4の3に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない(第4の3のただし書の規定に該当する場合を除く。)
- (2) (1)に該当する場合、市町村長等は事業実施主体に助成金の返還を求めるとともに、事業実施主体が返還を要する助成金のうち知事が市町村等に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。
- (3) 知事は、必要に応じて、事業実施主体の経営状況等について市町村長等に報告を求めることができるものとする。